

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530081

研究課題名(和文) ヨーロッパ私法の動向と日本債務法の現代化

研究課題名(英文) Trends of European private law and modernization of Japanese obligation law

研究代表者

川角 由和 (KAWASUMI YOSHIKAZU)

龍谷大学・大学院法務研究科(法科大学院)・教授

研究者番号：80204725

研究成果の概要(和文):

本研究の目的は、ヨーロッパ私法および EU 私法の展開とわが国の契約法および不法行為法の展開をフォローし、これまでの関連研究の成果を踏まえて、わが国の債権法改正作業並びに私法の現代化にとって具体的な提言に向けた成果を得ることにある。

本研究では、EU 法レベルでの私法の動向、また、それに対応した各国私法の現代化現象に関する具体的な分析を行い、日本法との対比の中で、検討を行い、論文の形で成果を公表した。とくに国内外の研究者との学术交流を通して、さまざまな角度から、最新の動向、議論に触れることができ、それによって問題がより明らかとなり、研究内容を深めることができた点は意義深い。

本研究の結果、ヨーロッパ私法の平準化・統一の動きが、契約法領域に止まらず、私法全体の領域へと拡大していることが明らかとなった。またこれらの議論の考察を通して、日本法の債権法改正作業において、いくつかの重要な示唆を得ることができた。

研究成果の概要(英文):

This research's goal is to follow the development in European and EU private law, and Japanese contract law and tort law in Japan. Additionally, it is to get a result for the reform-works on the law of obligations and the reform discussion on the modernization of Japanese private laws, based on previous studies.

This research would concretely analyze the trend of private laws in EU plane and the modernization of private laws on European countries in relation to Japanese law, and published the result as some articles. Especially by exchange between experts from within and outside of Japan we could clear the current of this problem from several angles and then concretize the issues of it. It was very meaningful to deepen our knowledge and understanding of it.

As results of this research it was identified that the trend of harmonization and unification on European private law is enlarged not only to contract law area, but also to the whole private law. By this research also some important indications for the reform-works on the Japanese law of obligations were gained.

交付決定額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 2008年度 | 1,500,000 | 450,000 | 1,950,000 |
| 2009年度 | 1,000,000 | 300,000 | 1,300,000 |
| 2010年度 | 1,000,000 | 300,000 | 1,300,000 |
| 総計 | 3,500,000 | 1,050,000 | 4,550,000 |

研究分野：民法学

科研費の分科・細目：法学 民事法学

キーワード：ヨーロッパ私法、EU(EC)法、ヨーロッパ契約法、ドイツ法、契約法の現代化、

1. 研究開始当初の背景

欧州連合（以下、EU）は、共通通貨であるユーロの導入により通貨統合を実現し、共通域内市場を確立した後も、2004年には東欧の加盟国を迎えるなど、域内市場のさらなる確立と拡大を図っている。ヨーロッパ共同体市場は、政治的には紆余曲折があるものの、経済的には着実に拡大・統一を果たしつつある。こうした市場経済を支える政策の一つとして、私法分野の平準化作業が進められているが、なおEU各国は大きな法制度的違いを残している。

これらが、統一市場の形成・発展にとっての障害となるのは想像に難くない。そこで、市場の円滑な運営の観点から、ヨーロッパ委員会では、とりわけ私法領域においても、域内市場をより安定化させ、活性化を図るための法の統一または統一法典（特に民法・契約法）の制定の構想が検討・推進されている。EU各国の法学者たちは、こうした動向を受けて、私法領域での共通理解を獲得するために、ヨーロッパ全領域での協力体制を形成し、準備が始められていた。

実際に、すでに多数のEU指令が公布され、国内法化されており、これによってヨーロッパ共同体法レベルで私法の個別領域での共通化・平準化が強力に押し進められている。こうした展開に対応して、各国の学者達は、共同して、これまでの私法体系、とりわけ民法典の現代化作業に向けての取り組みが顕著である。その一つの特徴的な現れが、法典の形式をとった提案として提出された、いわゆる「ヨーロッパ契約法原則（PECL）」であり、アキグループの「ヨーロッパ共通契約法原則」である。これらは、2009年に日本でも発効したウィーン売買条約の影響下に形成されており、さらに、今後のヨーロッパ私法に影響を与えるものとされる。その例証として、とりわけ、ドイツでは、2002年に、ヨーロッパ私法の影響下で債務法の現代化として民法の一部改正が行われたことも特筆されるべきである。

こうした契約法の比較法的検討は、その後も、ユニドロワ原則（国際商事契約法原則（PICL））、UNCITRALをはじめ、国連組織やヨーロッパ各国での積極的な展開がみられる。また、ヨーロッパ委員会の意向、EUの動向を受けて、ヨーロッパ各国の学者達は、マックスプランク外国・国際私法研究所（ドイツ）をはじめとする各国の研究所以も、ヨーロッパ私法・契約法の統一に関する研究活動を活発化させていたところである。

むろん、このような海外での一連の研究

動向は、債権法の改正作業を抱えるわが国の民法学からも注目されていたところである。

2. 研究の目的

EUの域内市場の拡大・展開を受け、EUレベルで進行するEU私法およびヨーロッパ各国私法の展開について、とりわけ私法統一化に向けた同項をフォローし、その方向性および特質を明らかにすること、その上で、一方で、こうした動きを基礎づける私法原理を分析するとともに、他方で、わが国の契約法および不法行為法の展開をフォローし、これまでの関連研究の成果を踏まえて、わが国の債権法改正作業並びに私法の現代化にとって具体的な提言に向けた成果を得ることにある。

3. 研究の方法

第1に、EU規則・指令など、EU法レベルで展開する私法統一化の動向について、指令提案等も含めてフォローするとともに、これらに対応した各国私法の現代化現象を取り上げる。その際、ドイツ法圏、イギリス法圏、フランス法圏といった従来の法圏論的な分析枠組を利用する。

第2に、ヨーロッパの主な国々を対象とし、各国固有の法システム（裁判制度・実務慣行）のあり方を踏まえて、各国私法のいくつかの制度の共通の傾向を取り出す（共通原理の析出）。その際、可能な限り立法・判例の動向を含めて考察を試みる。

第3に、資料的な価値をもつEU法関連資料および各国の著名な学者からなる私法統一化に向けた各研究プロジェクトの成果、さらには各国私法の条文や文献の翻訳作業も行う。主に英語・ドイツ語・フランス語文献に依拠しながら作業を進め、翻訳等を行った場合には、積極的に公表する。

第4に、以上の研究を促進するため、ヨーロッパの比較法研究者との連携を図る。とくに、各国研究者を招聘し、公開の共同研究セミナーを開催し、広く当該テーマに関心ある国内研究者との学术交流の場をもつ。併せて、適宜、海外の国際的研究拠点において、情報および資料収集するために研究会メンバーを適宜派遣する。

4. 研究成果

本研究では、EU法レベルでの私法の動向、また、それに対応した各国私法の現代化現象に関する具体的な分析を行い、日本法との対

比の中で、検討を行い、これらを主として論文の形で成果を公表した。とくに、全研究期間にわたり、海外で第一線で活躍する研究者を招聘し、さまざまな論点について多様な角度から公開研究会を開催し、本研究の最新の動向についての貴重な情報を共有し、また基礎的な資料の分析および検討を国内外の研究者との学術交流を通して深めることができた。研究会の開催にあたっては、言語的な壁を越え、広く関心ある研究者の参加を促すため、講演原稿については事前に翻訳するとともに、研究会当日においても、研究会メンバーによる通訳をつけることで、より活発な議論が展開された。またこれらの講演内容については質疑応答も含めて、随時、公表作業を進めた。併せて、研究会の各メンバーが、海外で開催される関連シンポジウム等にも積極的に参加するとともに、関連研究の世界的拠点たる各研究所において資料および情報収集を行うことができ、これらの活動を通して国際学術交流を深め、その後の活動の基盤となった。

加えて、この間、我が国もようやく批准に至ったヨーロッパの枠組みを超えた世界的規模でのグローバルな共通法として(72カ国以上が加入)重要な位置づけを有する「国際物品売買条約(CISG)」に関する概説書も、当該研究会に参加するメンバーが中心となって刊行することができ、学界のみならず、経済界をはじめとする社会的要請に応えるものとなった。

以上の一連の研究活動を通して、ヨーロッパ私法のさらなる平準化・統一の動きとそれをめぐる議論を通して、日本法の債権法改正作業において、いくつかの重要な示唆を得ることができた点は意義深い。他方で、契約法分野のみならず、私法全体での統一化・平準化へと問題領域がより一層拡大していること、本研究期間内に公表されたヨーロッパ私法共通参照枠(DCFR)をはじめとする新たな動きに対する分析作業が今後も継続して必要なことが明らかとなった。

なお、現在、以上の研究成果全体を一冊の書籍にまとめる作業を遂行しており、近く刊行の予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

中田邦博「契約法の国際化と日本法」ジュリスト1414号(2011年)114-119頁・査読なし

若林三奈「併行給付と損害賠償」ジュリスト1403号(2010年7月)62-69頁・

査読なし

若林三奈「共通準拠枠草案における『損害』要件の概観 - ドイツ法圏におけるヨーロッパ不法行為法原則をめぐる議論状況 - 」龍谷法学43巻2号(2010年)294-338頁・査読なし

中田邦博「ヨーロッパ代理法」椿寿夫・伊藤進編『代理の研究』(日本評論社・2011年)

ラインハルト・ツィンマーマン(若林三奈訳)「私法学のヨーロッパ化 - 私の歩んだ道と歩む道」2009年、民商法雑誌140巻3号265-292頁・査読あり

川角由和「ドイツにおける物権的妨害排除請求権論の到達点」龍谷法学40巻4号(2008年)921-975頁・査読なし

中田邦博「ドイツ債務法改正から日本民法改正をどのようにみるか」法律時報増刊『民法改正を考える』日本評論社2008年9月27-30頁・査読なし

[学会発表](計3件)

中田邦博、Consumer Contract Law and General Contract in Japan, GWANGJU International Conference, 2010年10月27日、韓国・全南大学

[図書](計3件)

潮見佳男・中田邦博・松岡久和編『概説国際物品売買条約』(法律文化社・2010年6月)全211頁

川角由和・潮見佳男・中田邦博・松岡久和編『ヨーロッパ私法の展開と課題』日本評論社2008年全696頁

潮見佳男・中田邦博・松岡久和監訳、オーレ・ランドー/エリック・クライフ/アンドレ・プリュム/ラインハルト・ツィンマーマン編『ヨーロッパ契約法原則』法律文化社2008年10月全319頁

[産業財産権]

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ等。なし。

6 . 研究組織

(1)研究代表者

川角由和 (KAWASUMI YOSHIKAZU)
龍谷大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：8 0 2 0 4 7 2 5

(2)研究分担者

岡本詔治 (OKAMOTO SHOJI)
龍谷大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：6 0 1 0 8 7 7 7
中田邦博 (NAKATA KUNIHIRO)
龍谷大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：0 0 2 2 2 4 1 4
森山浩江 (MORIYAMA HIROE)
大阪市立大学・法学部・教授
研究者番号：6 0 2 7 8 5 0 4
若林三奈 (WAKABAYASHI MINA)
龍谷大学・法学部・准教授
研究者番号：0 0 3 0 9 0 4 8

(3)連携研究者

児玉寛 (KODAMA HIROSHI)
龍谷大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：7 0 1 9 2 0 6 0
松岡久和 (MATSUOKA HISAKAZU)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：3 0 1 6 5 7 8 2
潮見佳男 (SHIOMI YOSHIO)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：7 0 1 7 8 8 5 4
高畠英弘 (TAKASHIMA HIDEHIRO)
京都産業大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：7 0 2 1 6 6 4 6
松井和彦 (MATSUI KAZUHIKO)
大阪大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：5 0 3 3 4 7 4 3
馬場圭太 (BABA KEITA)
関西大学・法学部・教授
研究者番号：2 0 2 8 7 9 3 1